

虐待防止のための指針

特定非営利活動法人らいと

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

特定非営利活動法人らいと（以下「法人」という。）は、障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法、児童虐待防止法の趣旨を理解し、従業員及び利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、従業員及び利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、従業員及び利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての従業員及び利用者がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。事業所内における虐待を防止するために事業所全体で研修を実施します。

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

法人は、虐待防止及び身体拘束等の適正化を目的として虐待防止・身体拘束適正化委員会を設置する。

- (1) 虐待防止・身体拘束適正化委員会は、年 1 回以上定期的に行われ、次のことを検討・協議する。
 - ① 虐待・身体拘束等に関する規程及びマニュアル等を確認し、必要に応じて見直す
 - ② 発生した虐待や身体拘束を検証し、虐待の再発防止策の検討及び身体拘束の適切な手続き・方法で行われているかを確認する
 - ③ 各事業所の年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の実施状況を確認する
- (2) 虐待防止責任者（管理者）は、次のことを検討・協議する。
 - ① 各事業所の年間研修計画に沿って研修及び必要な教育を実施する
 - ② 日常的な支援について利用者の人権を尊重した適切な支援が行われているかを確認する
 - ③ 虐待・身体拘束等の兆候がある場合には、慎重に調査し検討及び対策を講じる
 - ④ 虐待が発生した場合、その原因を分析し再発防止策を検討して実施する
 - ⑤ 身体拘束が発生した場合、適切な手続き・方法で行われたかどうかを確認する
- (3) 虐待防止・身体拘束適正化委員会は、虐待防止責任者、虐待防止受付担当者、その他必要と認められる者で構成する。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 従業員及び利用者に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底を

図るものとする。

- (2) 新規採用者については、入職時に研修を実施する
- (3) 管理者・他の従業員及び利用者については、年1回以上研修を実施する

4. 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 従業員等が他の従業員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、統括責任者(理事長)に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記従業員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、統括責任者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、従業員及び利用者へ周知します。
- (6) 事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関等に対して説明し、報告を行います。

6. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、受付担当者は寄せられた内容について虐待防止責任者又は統括責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。

(3) 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとし、フローチャートを確認し、実施します。

(4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧

当該方針は、事業所内に掲示等するとともに、事業者のホームページに掲載し利用者及び家族等、すべての従業員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

8. 虐待の相談窓口

人権委員会相談窓口

【Email】 raito.jinkeniin@gmail.com

附則

この指針は令和5年4月1日より施行する。